

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>（株）民間資金等活用事業推進機構（以下「当機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）等を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行う等により、我が国において特定事業（公共施設等の整備等に関する事業で、PFI 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。）を推進することを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）により設立された組織である。</p> <p>当機構の設立により全国各地において特定選定事業等が普及し、ビジネス機会が拡大するとの期待が民間側においても高く、特に、地方公共団体との関係が深い地方銀行が民間株主 69 社のうち 49 社を占めているなど、地域における当機構の役割への期待が高い。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>当機構については、令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講じられており、本件は当該措置の5年間の延長（令和9年3月31日まで）を要望するもの。</p>		
関係条文	地方税法第72条の12第1項第2号、地方税法附則第9条第18項		
減収見込額	<p>[初年度] - ( ▲90 ) [平年度] - ( ▲90 )</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>当機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI 推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。</p> <p>また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP/PFI 普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>当機構がその業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。従って、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置（資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金（20億円）とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置）を講じることにより、当機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 4. 経済財政政策の推進 【施策】 4. 経済財政に関する施策の推進
	政策の達成目標	機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現し、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。 また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP/PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PFI事業の更なる促進に貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（令和9年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	令和3年5月31日現在、50件の出融資等の支援決定を行い、45件の支援を実施
有効性	要望の措置の適用見込み	各年度約90百万円の見込み。 （算出根拠） ① 特例措置適用前 資本金額 20,000,000,000円 × 税率0.5% = 100,000,000円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円 × 税率0.5% = 10,000,000円 ③ ① - ② = 90,000,000円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	当機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、当機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を延長することが当機構の特定選定事業等支援業務の遂行上必要不可欠である。本措置を講じることにより、上記「政策の達成目標」の達成に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的であるほかの措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。 なお、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用事業者の範囲：当機構のみ</li> <li>・減収額 平成30年度：94百万円 令和元年度：94百万円</li> </ul>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（資本金等の額） 平成30年度：18,000,000千円 令和元年度：18,000,000千円 資本金額（20,000,000千円）－特例措置適用後の資本金額（2,000,000千円）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さくなる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>機構を活用し、コンセッション事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI 推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から平成34年度まで）の事業規模目標21兆円を達成するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現し、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2020年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時（平成28年6月）から令和3年5月31日現在まで、出融資等の支援決定件数は33件増加（17件→50件）するとともに、支援の実施件数は39件増加（6件→45件）しており、これにより、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現するとともに、公的負担の抑制が図られており、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献できている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成29年度税制改正において要望（創設）</p>